

日本成年後見法学会 第16回学術大会報告

令和1年5月25日 於 北海道大学

税理士 小野寺信哉

北海道札幌市内にある北海道大学において、一般社団法人日本成年後見法学会の主催する第16回学術大会に参加しました。

折しも新聞等で「北海道が記録的な猛暑」と報道された時期と重なりましたが、東京ドーム38個分という広大な敷地面積を持つ北海道大学には明治の札幌農学校時代に建てられた建造物や、市内中心部とは思えない自然風景も多々あり、学会前の構内散策も存分に堪能することができました。

今回の学術大会は統一テーマを「基本計画における成年後見の展望」と題し、成年後見制度利用促進法に基づいた計画の進捗状況や運用上の課題などが報告されました。当日のプログラムは下記の通りです。

《特別報告》

1. 成年後見制度の利用促進について

梶野 友樹（厚生労働省大臣官房参事官・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長）

2. 成年後見制度利用促進における札幌家庭裁判所の取組

久保 貴紀（札幌家庭裁判所判事）

3. 成年後見制度利用促進の取組状況～札幌市～

小関 礼嘉（札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長）

《基調報告》

1. 成年後見制度利用促進への道

大貫 正男（司法書士）

2. 法定後見制度改正の方向性と利用促進基本計画が指摘する運用上の課題

赤沼 康弘（弁護士）

《パネルディスカッション：基本計画の具体化・明確化に向けて》

パネリスト

梶野 友樹（厚生労働省大臣官房参事官・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長）

赤沼 康弘（弁護士）

池田 恵利子（社会福祉士）

千貝 愛（司法書士）

コーディネーター

高橋 弘（司法書士）

平成 29 年にスタートし今年で 3 年目となる利用促進 5 年計画については、全国 1,741 自治体のうち、中核機関設置済みが 79 自治体（4.5%）、市町村計画策定済みが 60 自治体（3.4%）にすぎないという調査結果を見る限り、順調に進捗しているとは言い難い状況にあると思います。直面している大きな課題として厚労省は予算、裁判所は地域連携、自治体は支援者の人員体制と捉えているように感じましたが、各々が実施している解決のための施策を聞くことができたのは大変有意義なことでした。

学会側からは、権利擁護の法学的な定義についてや、本人情報シートの作成者責任、また地域連携に際しての個人情報保護の問題なども指摘があり、興味深い議論を聞くことができました。

札幌圏の一極集中と郊外部での高齢化・過疎化が同時進行する北海道は、まさに日本の縮図と言われているそうです。その北海道における成年後見制度利用促進の取組は、そのまま日本全国にとって示唆となるモデルケースになりうる気がします。今回 200 名定員の会場はほぼ満席だったことからも、成年後見制度が今後どのように利用拡大の道を辿るのか、安心の人生設計・社会福祉への関心の高さを窺い知ることができました。